「指定就労選択支援　重要事項説明書」

あなたに対する指定就労選択支援サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

１．サービスを提供する事業者

名　　称	社会福祉法人　ダブルエッチジェー
所　在　地	愛知県半田市椎ノ木町１－８－１
電 話 番 号	０５６９―２０―７７５５
代表者氏名	理事長　竹内　涼
設 立 年 月	平成９年７月１０日

２．利用施設

事業所の種類	指定就労選択支援事業所 令和７年１２月１日指定
事業所の名称 （事業所番号）	ＡＷひまわり　（通称：アスワークひまわり） （２３１８２００３７１）
事業所の所在地	愛知県半田市住吉町８丁目２番地
連　絡　先	電話番号　０５６９－４７－５０３３ ﾌｧｯｸｽ　０５６９－４７－５０３２
管　理　者	平岩　明訓
サービス管理責任者	平岩　明訓
サービスの実施地域	知多半島５市５町
主たる対象者	知的障害者、身体障害者、精神障害者、難病患者等
定　　員	１０名
開 設 年 月 日	令和７年１２月１日

３．サービスの目的・運営方針

目　的	適切なサービスに繋げるだけでなく、ご本人の働き方を一緒に考え、先に繋げていくためのアセスメントを実施する。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図り、きめの細かな就労選択支援のサービスの提供をします。

４．サービスに係る施設・設備等の概要

（１）施　設

建物	構　造	鉄筋コンクリート造　３階（耐火建築物）
	敷地面積	住吉８丁目ビルの構造に準ず
	延べ床面積	５２２．５８㎡

（２）主な設備

	部屋数	備　　考
作業室・訓練室	２室	
多目的室	１室	
相談室	１室	
事務室	１室	
食　堂	１室	
トイレ	各階２つずつ	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

５．サービス提供職員の設置状況

職　種	員数	常　勤		非常勤		備　考
		専従	兼務	専従	兼務	
管　理　者	１		１			
就労選択支援員	１		１			

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

（ア）　職種の勤務体系

職　種	勤務体系
管　理　者	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
就労選択支援員	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）

（イ）　営業日と営業時間

営 業 日：月曜日から金曜日（祝日開所)。

ただし、管理者が事業所の運営状況により事前に指定した日は休みとする。(１２月２９日～１月３日)

営業時間：８：３０～１７：３０まで

サービス提供時間：９：００～１６：００

６．サービス提供の内容

（１）訓練等給付費対象サービス内容（指定就労選択支援）

サービスの種類	サービスの内容
アセスメントの実施	短期間の生産活動その他の活動機会を通じて、就労に関する適性等の事項の整理を行います。
多機関によるケース会議の開催	アセスメントの結果の作成に当たり、その他の機関に対し、会議への参加その他の必要な協力を求めます。
アセスメントの結果の作成	利用者及び市町村、その他の関係機関の担当者を招集して会議を開催し、利用者の意向を改めて確認するとともに、担当者等に意見を求めます。
事業者等との連絡調整	アセスメントの結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供します。
その他必要な支援	日常生活上必要な健康状態の確認や投薬その他必要な管理、記録を行います。 医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。 また、本事業とは別の場所で行われる企業実習等への支援を行います。

（２）訓練等給付費対象外サービス内容

食事サービス	希望により食事の提供をします。 ※低所得者の軽減措置適用の場合 （例）栄養と利用者の身体状況や嗜好に配慮し、バラエティーに富んだ手作りの食事を提供します。	６５０円 ※原材料費相当額 ３５０円
そ　の　他	・サービス提供記録等の複写代 ・証明書諸書類の発行代 ・その他	実　費 実　費 実　費

７．利用料金

（１）訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち 9 割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を国民健康保険団体連合会から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業者にお支払いただきます。(定率負担または利用者負担額といいます)

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

（２）利用料金のお支払方法

前記（１）の料金は１ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月３０日までに当事業所窓口で現金にてお支払い下さい。

上記「６．サービス提供の内容（２）訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

８．利用者の記録及び情報の管理等

（１）事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後５年間保管します。

（２）利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

９．事故発生時の対応

障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村及び利用者の家族、利用に係るサービス計画支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに救急車の要請、主治医への連絡等の措置を講じるとともに、ご家族へ連絡したします。

利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診　療　科： 主　治　医： 所　在　地： 電 話 番 号：
緊　急　連　絡　先①	住　　所： 電話番号： 氏　　名： 続　　柄：
緊　急　連　絡　先②	住　　所： 電話番号： 氏　　名： 続　　柄：

10. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

＊（1）要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	・窓口担当者　　平岩　明訓 ・ご利用時間　　９：００～１７：００ ・電話番号　　０５６９－４７－５０３３ ＦＡＸ　　０５６９－４７－５０３２ ・ 担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。	
第三者委員	藤牧　実	電話番号　０５６９－２９－１７８７ 法人監事
	三枝　寿也	電話番号　０５６６－４１－１２３２
各市町村役場 福祉課	□半田市役所：０５６９－２１－３１１１ □常滑市役所：０５６９－３５－５１１１ □知多市役所：０５６２－３３－３１５１ □大府市役所：０５６２－４７－２１１１ □東海市役所：０５２－６０３－２２１１ □武豊町役場：０５６９－７２－１１１１ □美浜町役場：０５６８－８２－１１１１ □南知多町役場：０５６９－６５－０７１１ □阿久比町役場：０５６９－４８－１１１１ □東浦町役場：０５６２－８３－３１１１	
愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会	・所 在 地：愛知県名古屋市東区白壁１丁目５０番地 愛知県社会福祉会館内 ・電話番号：０５２－２１２－５５１５ ・ＦＡＸ：０５２－２１２－５５１４	

（2）虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	・窓口担当者　　平岩　明訓 ・ご利用時間　　９：００～１７：００ ・電話番号　　０５６９－４７－５０３３ ＦＡＸ　　０５６９－４７－５０３２

11. 協力医療機関

医療機関の名称	青山外科
医院長名	中條　武秀
所在地	半田市青山２－２１－１０
電話番号	０５６９－２３－８１０１
診療科	整形外科、外科、胃腸科、皮膚泌尿器科、脳神経外科

12. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
平時の訓練	・別途に定める、消防計画書に則り、年２回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	・誘　導　灯　　有　・消　火　器　　有
消防計画	消防署への届出日：　住吉ビルに準ずる 防火管理者　　：　住吉ビルに準ずる
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：あいおいニッセイ同和損保 加入保険内容：施設賠償責任保険

13. 第三者評価の実施状況について

本事業の第三者評価の実施は以下の通りです。

実施有無	あり　・　(なし)
実施した直近の年月日	
実施した評価期間の名称	
評価結果の開示状況	

14. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫　　煙	全館禁煙です。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。
医療機関への受診	緊急時の通院以外は、基本的にご家庭により対応していただきます。
宗教活動・政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
服　　装	作業中は、作業しやすい服装を着用してください。